

京都市告示第 250 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等に限ります。）の一部を次のように廃止します。（ただし、平成19年9月1日時点の京都市の区域内に限ります。）

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年10月23日

京都市長 榊本 頼 兼

整理番号	路 線 名	起 終 点 点
1	山科水0093号	山科区西野山射庭ノ上町67番地の19地先 山科区西野山射庭ノ上町67番地の72地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)